平成23年3月2日 第28号 北海道教育庁学校教育局

参事(生徒指導・学校安全)

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第8節 性に関する課題(生徒指導提要P178~P180)

1 児童生徒の性に関する現状と課題

各学校においては、当該学校の児童生徒や保護者の意識調査の結果や実態に応じて適切に対応したり 指導したりする必要があります。

○ 情報化の進展と性行動等の個人差

情報機器のパーソナル化や児童生徒の性をめぐる意識や性行動の個人差などから、携帯メールの使用頻度が高い児童生徒や自分専用の情報機器を所有している児童生徒は、異性との交友関係全般を活発化させ、性行動に至る機会を拡大させているのではないかという指摘もあります。

○ 十代の性感染症

性器クラミジア感染症、淋菌感染症の報告数は、減少傾向が続いていますが、依然として多い状態にあり、特に15~19歳の年齢では、女子の感染者の割合が男子よりも多いという特徴があります。

女子の性感染症、特にクラミジア感染は将来不妊症になる危険性など、心身への大きなダメージを受けることになりますので、養護教諭の専門性を生かした指導が求められます。

○ 性に関する情報源と問題行動

性に関する情報源については、友人、メディアのほか、学校での授業や教科書を挙げている児童生徒も 少なくないことから、学校が果たしている役割は大きいといえます。

また、性に関する問題行動は、家庭環境との相関が大きく、特に家族との日常会話が少ない程その割合が多くなり、万引きや自傷行為など、その他の問題行動とも関連があるという指摘もされています。

○ 教員研修の必要性

社会状況の変化により、児童生徒の性行動も様々に変化しています。教える側の知識、価値観などによって教育内容に差が生じないように、指導内容、指導方法の工夫などについて、研修を積むことが必要です。

2 性に関する問題行動や性的被害の防止とその対応

性に関する問題行動や性的被害は、学校の管理下だけではないことから、未然防止の取組や発生時においても校内及び校外の関係機関との連携が重要であるといえます。

○ 未然防止と早期対応

教員による日常の「健康観察」を丁寧に励行することが、児童生徒の問題の早期発見、早期対応につながると考えられます。

○ 養護教諭と他の教職員との連携

養護教諭は、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や観察などにより、いじめや虐待、性被害などを発見しやすい立場にあり、対応に当たっては、関係する教職員と情報の共有を図り、連携し、援助していくことが重要です。

○ 組織体制の確立

校長は、情報を教職員間で共有する場を設け、役割を分担し、組織的に対応することができる体制を確立することが重要です。

○ 地域ぐるみの援助

児童生徒の健全な成長を妨げる俗悪な出版物や映画、享楽的な施設など、有害な地域環境に対しては、 学校、家庭、地域が緊密な連携の下に、一体となって関係業界の自粛、自制を求めるとともに、地域ぐる みの青少年育成活動が展開される必要があります。

○ 性的被害者の心身のケア

性的虐待や性的被害が疑われる場合は、早期に専門家に相談することが必要です。その上で、養護教諭、 学級担任・ホームルーム担任、学校医、スクールカウンセラーなどが連携し、援助していくとともに、児 童相談所や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。